

(第1回、最終)契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和8年4月28日
契 約 業 者 名	R8・R9甲府河川国道河川工事監督他支援業務関東建設・サトウ・テクノスジャパン設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番地16マルキュービル
業 務 の 名 称	R8・R9甲府河川国道河川工事監督他支援業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、甲府河川国道事務所の河川出張所における河川に関する工事、管内全域における電気通信設備に関する工事及び業務実施の監督補助等を行うものであり、発注者の業務を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。
履 行 期 間 (自)	令和8年4月1日
履 行 期 間 (至)	令和10年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	145,112,000円(税込み)
変 更 金 額	+7,821,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	152,933,000円(税込み)
変 更 理 由	本業務は、『「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する 公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和8年2月17日付け国会公契第15号、国官技第452号、国営管第424号、国営整第174号、国港総第613号、国港技第98号、国空予管第1371号、国空空技第503号、国空交企第362号及び国北予第25号)』に基づく対応が可能な業務である。 令和8年4月13日付けで請負業者より上記特例措置通知に基づく変更の請求があったため、発注者支援業務等委託契約書第27条に基づき協議を行い、変更契約を行うものである。